

JCHO 東京城東病院へのご寄附のお願い

1. ご寄附のお願い

独立行政法人地域医療機能推進機構東京城東病院(以下「当院という」)では、患者の皆様信頼される安全な医療を提供するために、高度医療機器の更新整備や療養環境の定期的な改善を行っています。また、地域医療に貢献すべく、職員の教育研修や臨床研究にも力を注いでおります。当院では、そのための資金援助として企業や個人の皆様より広く寄附金を受け付けております。

何卒、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. ご寄附の使途について

寄附金は、独立行政法人地域医療機能推進機構法第13条第1項に規程する業務の範囲内で使用させていただきます。なお、ご寄附をいただける方より具体的な使途が示されている場合には、その目的に従って使用させていただきます。

【具体的使用例】

- ・外来や病棟の療養環境の改善整備、医療機器の更新整備、車いすの増設
- ・医師をはじめとする職員の学会・研修会への参加補助
- ・教育用図書・Webコンテンツの購入 など

3. 税制上の優遇措置について

地域医療機能推進機構は、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人であり、「特定公益増進法人」として定められています。当院にご寄附なされた個人または法人は、税制上の優遇措置が受けられます。

- ① 個人の場合は、所得税法等の規程により「寄附金控除」の取扱いができます。
- ② 法人の場合は、法人税法等の規程により、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入限度額まで「損金」に算入することができます。

※優遇措置の詳細については、国税庁にお問い合わせ頂くか、[国税庁](#)のホームページでご確認ください。

4. 申し込み方法及びその後の手続きについて

当院にご寄附を希望される方の申し込み方法及びその後の手続きについては次のとおりとなります。

【申込み方法】

- i)「寄附申出書」を送付いたしますので「お問い合わせ先」までご連絡ください。

なお、寄付申出書は、こちらのホームページからダウンロードまたは印刷ができますので、その場合ご連絡は不要です。

ii) ご記入されました「寄附申出書」を「お問い合わせ先」まで郵送またはご持参ください。

なお、ご持参される場合には、恐れ入りますが事前に「お問い合わせ先」までご連絡をお願いいたします。

- [こちらのページ印刷用\(PDF\)](#)
- [寄附申出書\(WORD\)](#) [寄附申出書\(PDF\)](#)

【「寄附申出書」提出後の手続き】

i) 「寄附申出書」の記載内容を確認後に「寄附受入書」を送付いたします。

ii) 「寄附受入書」が届きましたら当院指定の口座に寄附金をお振り込み願います。

iii) ご入金の確認が取れましたら「寄附受領書」を送付いたします。

なお、「寄附受領書」は「税制上の優遇措置」のお手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

5. お問い合わせ先

担 当: JCHO東京城東病院 総務企画課

住 所: 〒136-0071 東京都江東区亀戸9-13-1

電 話: 03-3685-1431(代表)

お電話は平日8時30分から17時15分の間でお願い致します。